

松総行第580号
令和7年3月26日

松本市監査委員	上 杉 陽 一 様
同	竹 本 祐 子 様
同	今井 ゆうすけ 様

松本市長 臥 雲 義 尚



令和6年度定期監査及び財政援助団体等監査
改善事項等に対する処理方針について(通知)

令和7年2月12日付け松監事第51号により提出された「令和6年度定期監査結果報告書」及び「令和6年度財政援助団体等監査結果報告書」で改善を求められた事項等について、その措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおりその措置内容を通知します。

記

- 1 令和6年度定期監査及び財政援助団体等監査改善事項等の処理方針
別紙のとおり

4 財政援助団体等監査における改善事項の処理方針

文化観光部

改善事項	
松本市体育施設の設置管理等に関する条例（昭和39年条例第44号）第6条第6項に基づき、原則前納すべき使用料を、施設利用後に納入している事例が多数見受けられました。このうち、納付書が発行され、速やかに納入されているものもありますが、中には、施設利用の10か月後になって収納されたものがありました。 施設所管課において、使用料の調定は、納付書が発行される場合を除き、指定管理者から施設所管課に収納報告書が提出された時点でなされています。そのため、報告書が提出されるまでは施設所管課において債権を把握することができず、適切な債権管理ができていません。 施設使用料の徴収にあたっては、条例に基づき前納を原則としつつ、やむを得ず後納となる場合においては、債権管理ができる仕組みを構築し、適正な事務処理を行ってください。	
問 題 の 要 旨	処理の経過、結果又は方針
施設使用料は、前納を原則としつつ、後納として取扱った事例の中で10か月経過して収納されているものを確認した。 債権管理が適正でない事例が見られた。 （スポーツ施設整備課）	1 処理の経過 令和7年2月に、指定管理者へ各月提出の「委託徴収報告書」により詳細な内容（未収分が確認できる様式）で報告するよう依頼しました。 2 今後の処理方針 未納の使用料について確認できる新様式の「委託徴収報告書」（現在作成中）により、債権管理を各月で行い、使用料未納者に対し、指定管理者と連携して速やかに納入の勧奨連絡を行うこととします。